（別紙）

建築士法第２２条の３の３に定める記載事項

|  |  |
| --- | --- |
| ⑥対象となる建築物の概要 |  |
| ⑨業務の種類、内容及び  方法 |  |

※建築設計業務の場合

|  |  |
| --- | --- |
| ①作成する設計図書の種類 |  |

※建築工事監理業務の場合

|  |  |
| --- | --- |
| ②工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法 |  |

|  |
| --- |
| 設計（工事監理）に従事することとなる建築士・建築設備士 |
| 【③氏名】：  【③資格】：（　　　　　　）建築士　　　【⑦登録番号】 |
| 【③氏名】：  【③資格】：（　　　　　　）建築士　　　【⑦登録番号】 |
| （建築設備の設計（工事監理）に関し意見を聴く者）  【⑧氏名】：  【⑧資格】：（　　　　　　）建築士　　　【⑧登録番号】  　　　　　（　　　　　　）設備士 |

※従事することとなる建築士が構造設計及び設備設計一級建築士である場合にその旨を記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| ④建築士事務所の名称 |  |
| ④建築士事務所の所在地 |  |
| ④区分（一級、二級、木造） | （　　　　）建築士事務所 |
| ⑤開設者氏名 | （法人の場合は開設者の名称及び代表者氏名） |

（注）契約後に本様式に変更が生じる場合には、契約変更の対象となるため、速やかに報告すること。